

大刀洗町告示第26号

平成28年第4回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年5月31日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成28年6月14日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎	黒木 徳勝
森田 勝典	林 威範
平田 利治	松熊武比古
長野 正明	平田 康雄
高橋 直也	平山 賢治
花等 順子	山内 剛

○応招しなかった議員

平成28年 第4回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成28年 6月14日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年 6月14日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②平成28年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

④平成27年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑥大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第6 議案第23号 大刀洗町消防団員の定員, 任用, 給与, 分限及び懲戒, 服務等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第24号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第8 議案第25号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第9 議案第26号 地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結について

日程第10 議案第27号 訴えの提起について

日程第11 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 議案第30号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) について

日程第13 議案第31号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②平成28年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

④平成27年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑥大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第5 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第6 議案第23号 大刀洗町消防団員の定員，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第24号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第8 議案第25号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第9 議案第26号 地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結について

日程第10 議案第27号 訴えの提起について

日程第11 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 議案第30号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第31号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10番	平山 賢治
11番	花等 順子	12番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	高良 朝子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	平田 栄一
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	佐田 裕子
総務係長	……………	高岡 威	財政係長	……………	早川 正一
地域振興課企画監	……………	松岡 利浩			

開会 開議午前9時00分

- 議長（山内 剛） おはようございます。冒頭ではございますが、熊本地震発生からきょうは2カ月の14日の日でございます。もう収束するかと思っていましたら、一昨日ですかね、震度5弱という強い揺れを観測しております。一日も早い収束と復旧・復興を願うものであります。それでは、ただいまから、平成28年第4回大刀洗町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の出席者は12名です。全員でございます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどをお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

- 議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、長野正明議員、8番、平田康雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

- 議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。
- 議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。よろしくをお願いいたします。6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。委員会は、平成28年6月3日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。議会から山内議長及び執行部から大浦総務課長の出席を得て協議いたしました。配付しております会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。議会運営委員会で協議した結果、本定例会の会期は平成28年6月14日火曜日から21日火曜日までの8日間と決定いたしました。会期8日間の内容は次のとおりでございます。本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、議案第26号については採決をお願いいたします。散会后、全員協議会を開催いたします。15日水曜日から16日木曜日までは休会といたします。17日金曜日は全員協議会を開催いたします。

18日土曜日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

19日日曜日から20日月曜までは休会といたします。

21日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営が滞りなく行われますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成28年2月末日分、3月末日分、4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、平成28年度町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

花等順子副議長、登壇して報告をお願いします。

○副議長（花等 順子） おはようございます。5月30日、31日にありました町村議会議長・副議長研修会に参加しましたので報告いたします。

テーマは、「これからの町村議会を考える」ということでした。

第1日目は、山梨学院大学大学院研究科長で法学部教授の江藤俊昭氏が「地方議会の役割と改革の行方、住民自治の根幹をなす議会の作動」という演題で講演がありました。

議会は住民に開かれ、住民参加を促進し、監視と政策立案の役割を発揮しつつ、首長とも切磋琢磨し、議員同士の討議と議決を重視してこそ存在意義があるということで、つまり住民に開かれ、住民参加を促進し、住民とともに歩む議会、議員間討議を重視する議会、執行機関と政策競争する議会であってほしいと力説されました。

最後に、住民自治を進める議会議員であるように言われました。

次に、全国町村議会特別表彰の2議会から報告がありました。

まず、神奈川県大磯町議会から、「我が町の議会改革への取り組み」と題して報告がありました。

大磯町は人口3万3,000人で、平成15年の改選期は議員定数18名で男女9名ずつの

50対50です。平成19年の改選期には議員数を14にして、男性6人女性8人です。23年の改選でも男性6人、女性8人でした。去年の改選で7対7の構成になっております。

平成16年から議会活性化への取り組みが始まり、21年7月に議会基本条例を制定、町民から信頼される議会を目指し、議員研修や勉強会をしっかりと、政策提言できる議会を目指してあります。議会報告会を年2回実施し、一般会議と称して各種団体との意見交換会を数多く開いていらっしゃいます。

平成24年には、新しい日本のエネルギー政策を早期に求める意見書を国に提出し、その後も勉強会を重ね、26年には大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例を制定、執行部の追認機関とならないように、町政の監視もしっかりしてありました。

次に、長野県飯綱町議会は、「議員力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ、学ぶ議会と自由討議が推進力」として報告がありました。

飯綱町は、平成17年に2村が合併してできた人口1万1,600人の町です。合併直後、第三セクターの経営が破綻し、議会の議決責任が問われたことから、平成20年1月から議会改革に取り組み、半年間で30回の勉強会と自由討議を重ねられ、平成24年9月、議会基本条例を制定し、追認機関からの脱却、町長と切磋琢磨して町行政発展の一翼を担うことを目標に議会運営をしてあります。学ぶ議会により議会力は向上した。これからは議員力の向上を図ることです。

中学生議会、休日議会、夜間議会、町民参加の模擬議会を開いたり、政策サポーター制度を取り入れ、議員とサポーターで今まで6つのテーマで政策提言を行ってきたそうです。

提言が具体化され実行されたものに、人件費の削減や時間外保育料の一部無料化などがあるそうです。

議員だよりのモニターは57名で、毎回100項目以上の意見、要望、批判が寄せられるそうですが、上手に活用して紙面改善と議会改革に生かしてあるそうです。

2日目は、「地域活性化が日本の元気を取り戻す」という演題でフリーキャスターの伊藤聡子氏の講演がありました。

人口減少社会の中で地方創生が課題である。東京の一極集中を分散するには地方に働く場をふやし、民間活用することが必要だということで、全国の事例を紹介されました。売り手よし、買い手よし、世間よしの三法よしの事業を進めることが大事と述べられました。

また、就業率と出生率には、出生率は正比例しており、女性が働けるところは出生率が高いとおっしゃいました。

次に、「今後の政局と政治の動きを読む」ということで、読売新聞特別編集員の橋本五郎氏の講演がありました。

このころは参議院選挙が衆議院とのダブル選挙になるかならないか論争の最中でした。橋本氏は自民党が衆議院の291議席を有し、今度の参議院選挙でも50%獲得の世論調査の結果も出たことから、ダブル選挙にはならないとの判断でした。

消費税、安保法案、少子化問題に触れられました。合併に関しては、合併して幸せになったのか疑問であるとして、合併には反対であると言われたことがとても印象的でした。

この研修で多くのことを学ばせていただき、大刀洗町議会もより一層住民参加を求め、協働の社会をつくるため議会改革に取り組み、議員力を上げていかなければならないと痛感いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

議会運営委員会森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 議会運営委員長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会は、議会報告会と議会基本条例の評価検証、モニターとの意見交換、これにつきまして御報告申し上げます。

まず、議会報告会、平成28年4月22日から27日にかけて町内4校区でそれぞれ議会報告会を開催いたしました。

4校区計121名の参加をいただき、昨年よりも50名の増でした。また、本郷校区会場には手話通訳者を初めて配置し、聴覚に障がいを持たれる方6名の参加がありました。

それから、大木町議会から2班に分けて菊池会場と大刀洗会場に視察研修に見えられたところ

です。各会場ではテーブル方式で懇談を実施し、地域優良賃貸住宅、要するにPFIですね。これの建設に関する問題や町営老人ホームの建設、空き家対策、ごみ処理対策、ごみ袋等に対する要望など、どの会場でも多様な御意見を頂戴いたしました。これを受け、意見、要望を整理し、総務文教厚生、建設経済委員会のそれぞれの所管に分類し、調査研究することとしました。各委員会での取り扱いを審議の上、9月議会までに報告を行うものとしております。

次に、議会基本条例の評価検証でございます。

議会基本条例の制定から2年が経過し、3月31日に条例に基づいて改革の進捗状況について検証を行いました。

内容については、議会広報の速やかな発行等や会議は全て公開については良好であります、議員研修の充実強化などについての分野については、いまだ未着手の項目もあり、結果を全議員で共有し、基本条例の理念実現のため努力したいと考えております。

そして3番目が、モニターとの意見交換です。

平成28年4月21日に新たに2名を加えまして8名の議会モニター各氏に委嘱状を交付し、直ちに議会の現状等について意見交換を行いました。

主な意見として、町政や議会に興味が大変出てきた、町のことが少しわかってきた、国政に興味があり地方の課題をどのように取り組むかを知りたい、そして最後に、予算決算委員会等にも参加し、勉強したいという意見がそれぞれたくさん出ておりました。

広報に関する意見なども活発に交換いたしました。広報委員会など関係する委員会とも協議の上、実施できるものや改善できるものについては真摯に取り組むたいと考えております。

今年度から毎定例会終了後直ちに議会モニターと意見交換会を開催することとしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山内 剛） 平成27年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、株式会社たちあらい、大刀洗町土地開発公社及び大刀洗町社会福祉協議会の経営状況報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

なお、報告書の内容につきましては本会議散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたしております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より、挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第4回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、4月に熊本・大分地方で発生した巨大地震により犠牲となられた方々に心から哀悼の意をささげますとともに、被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。

本町からは、町が災害用として備蓄している非常食や飲料水などの救援物資を搬送したほか、福岡県町村会などと連携しながら、避難所運営や建物被害調査に職員の派遣を現在も行っております。

熊本では9万戸以上の建物が被災して、今なお避難所や屋外で不自由な生活を送られてある方々がおられますが、一日も早く普通の生活が戻りますよう被災地の復旧、復興を願っております。

突然の地震や大雨、台風など、自然災害が発生した際には、住民の生命を第一に迅速、安全に対応できるよう日ごろより準備を万全に努めてまいります。

気象庁は6月4日に昨年より1日早く九州地方が梅雨入りしたと発表し、ことしはエルニーニ

ヨ現象の影響で、例年より大雨のおそれが高まるだろうとの予測であります。

本町では大雨に備えて、4月24日に三井消防署指導のもとで、大刀洗町消防団と町職員合同で水防訓練を実施いたしました。訓練を通して災害への対応能力を養い、万全を期すことでさらに住民の皆様の安全・安心の確保に努めていく所存であります。

さて、今年度も2カ月が経過し、事業も予定どおり進行しております。

4月30日には町立図書館がリニューアルオープンしましたが、式典には議員各位を初め多くの来賓の方に御出席を賜り、盛大に開館できましたことを、この場を借りてお礼を申し上げます。開館後は以前よりも来館者、貸し出し図書も大幅にふえていると聞いております。今後さらに町立図書館が知識や情報を得る場として町民の皆様の期待に応えられる施設を目指していきます。

次に、定住促進住宅スカイラク菊池は、おかげをもちまして今月中には27世帯76人全ての方の入居が完了します。世帯の内訳は子育て世帯が13世帯、新婚世帯が10世帯で、全世帯の85%であります。また、全入居者の6割を超える47名の方が新婚、子育て世代を中心とした町外からの入居という期待どおりの結果となって喜んでいるところであります。

次に、地方創生の取り組みとして、前年度国に申請しておりましたYOKAMONマーケティング加速事業が先駆的な取り組み事業として加速化交付金の対象となり1,850万円が採択されました。今後は観光インバウンドの促進、特産品の国内外への販売促進、町ブランドの確立などの事業を積極的に進めてまいります。

今年度の国の地方財政計画によると極めて厳しい地方財政の現状及び経済情勢などを踏まえ、歳出面においては地方創生や地方の重点課題に対応するための経費を計上するが、一方で国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うとの方針が示されています。

歳入では、税制改革により地方税は国全体で3.2%、市町村で0.8%の増が見込まれるが、地方交付税は0.3%、地方譲与税は9.4%が減収となる見込みです。

歳出では、高齢者支援などの重点課題への取り組み経費が新設されたほか、まち・ひと・しごと創生事業費も引き続き1兆円が確保されています。しかし、消費税率引き上げの延期や熊本地震への復旧事業費などの不安要素もあり、地方財政はさらに厳しくなることが予想されます。

当町の平成27年度の決算状況につきましては、一般会計及び特別会計を含めた実質収支は約3億8,000万円を見込んでおります。さらに基金を約2億4,500万円積み立てる予定でございます。詳細につきましては監査委員の決算審査後の議会、9月議会であります。ここにおいて報告をさせていただきたいと思っております。今後とも健全財政を維持しながら子育て支援や教育環境の充実を図るとともに、町民の皆様の健康増進、地域コミュニティーの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今議会には、「一般会計繰越明許費繰越計算書の報告1件」、「株式会社たちあらい、

土地開発公社及び社会福祉協議会の経営状況の報告3件」、「大刀洗町税条例の一部を改正する条例及び大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認2件」、「条例の一部を改正する条例の制定3件」、「地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結1件」、「訴えの提起1件」、「一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算2件」を提案しております。

いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 町長のあいさつが終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第4、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。高良課長。

○税務課長（高良 朝子） おはようございます。税務課の高良でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしておりますので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次のページでございます。この専決処分書は平成28年3月31日付で条例改正の専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容について、お手元の議案書の新旧対照表にて説明を申し上げます。

新旧対照表の議案書5枚目、1ページになります。こちら第1条による改正でございます。下段になります。第18条の2、災害による期限の延長でございます。こちらは行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴う所要の措置で、「不服申立て」を「審査請求」に改正するものでございます。

続いて2ページ、第56条でございます。こちらは固定資産税の非課税の範囲に独立行政法人

労働者健康安全機構が一定の業務に供する固定資産が追加されたことと、下段になりますが、法人名の統廃合による名称の変更となっております。

3ページ、59条でございます。固定資産税の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についてですが、第12号の後に第16号として、名称変更後の「独立行政法人労働者健康安全機構」が追加されたものとなっております。

同じく3ページ、下段になります。附則第10条の2第4項でございますが、こちらは地方税法の改正による号ずれ及び文言の整理となっております。

4ページをお願いいたします。第7項及び第10項から14項及び18項につきましては、いずれもわがまち特例の導入による新設でございます。また、第6項から第12項につきましては、改正に伴う項ずれとなっております。

それでは、附則第10条の2第7項でございます。こちらは津波対策の用に供する償却資産に対しわがまち特例を導入し、条例で定める割合を2分の1とするものでございます。適用期限は平成32年3月31日までとなっております。

附則第10条の2第10項から第14項になります。こちらは電気事業者による再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準にわがまち特例が導入されたことに伴うもので、適用期限は平成30年3月31日までとなっております。

まず、第10項、自家消費型太陽光発電設備、第11項が風力発電設備となりますが、いずれも条例で定める割合を3分の2とするものでございます。第12項は水力発電設備、第13項、地熱発電設備、第14項、バイオマス発電設備となりますが、条例で定める割合を2分の1とするものでございます。

次に、附則第10条の2第18項でございます。都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の課税標準に条例で定める割合を5分の4とするものでございます。適用期限は平成30年3月31日までとなっております。

次に、5ページをごらんください。附則第10条の3第8項第5号でございます。省エネ改修工事を行った住宅に係る減額申請書に補助金の額を称する書類を追加する内容の改正となっております。

次に、6ページをお願いいたします。第2条改正でございます。こちらについては平成27年条例第20号の附則の改正となっております。

内容としましては、附則第5条、町たばこ税に関する経過措置についてでございますが、こちら新旧対照表7ページから12ページまで、全て法改正に伴う名称、文言の整備となっております。

それでは、議案書最後になりますが、議案書の3枚目をお開きください。改正条例の2ページ、

附則の欄になります。第1条の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものとなっております。

第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置となっておりますが、第2項から第9項まではわがまち特例が導入された分の適用規定となっております。

以上をもちまして、承認第2号の提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第5、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原課長。

○健康福祉課長（川原 久明） おはようございます。健康福祉課の川原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容についての御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税課税限度額の引き上げ、また、均等割5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る世帯基準の拡大に関する2点でございます。

次のページをお願いいたします。専決第1号で専決処分書により、平成28年3月31日に専決処分を行っております。

それでは、内容について新旧対照表に沿って御説明をさせていただきますので、2ページをお願いいたします。2ページの新旧対照表の下線の部分が今回改正されたところでございます。第2条第23条の基礎課税額の課税限度額「52万円」を2万円引き上げて「54万円」に、同条の第3項中の後期高齢者支援金等課税限度額を「17万円」を2万円引き上げて「19万円」に改めるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。3ページの条例23条第2号におきましては、国民健康保険税の均等割5割軽減世帯の拡大を図るもので、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「26万円」から「26万5,000円」に改正、また、同条第3号におきましては、均等割2割軽減世帯の拡大を図るもので、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「47万円」から「48万円」に改めるものでございます。これは軽減対象となる世帯基準額を引き上げることにより、軽減対象世帯の拡大を図るものです。

1ページをお願いいたします。附則1のこの条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で承認第3号の提案理由及び内容の説明を終わります。御審議の上、承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6．議案第23号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第23号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。

それでは、議案第23号大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、提案理由につきましては、平成28年度より大刀洗町消防団本部分団に機械班長1名及び班長1名を設置したため、大刀洗町消防団員の定数を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

内容としましては、町外から勤務している役場職員を消防団員とした本部分団を平成26年4月から組織化し、発足をしております。2年経過し、町内のポンプ操法大会を初め、春季、夏季、秋季の訓練や夜警、出初め式等、本部分団もほかの1から4の分団と同等の消防団活動を行っているため、他の分団に設置している機械班長1名と班長1名を本部分団に今回新たに設置するものでございます。

議案書の3ページをごらんください。一番最後のページでございます。新旧対照表を示しております。全部アンダーラインが引かれてますけども、変更箇所を申し上げます。まず、旧のほう

ですけれども、上から、団長から5番目の機械班長「4名」、これを新たに機械班長「5名」に変更、1名増です。次の段で機械団員「26名」、これを1名減として「25名」、次、班長「12名」に1名増として班長「13名」、一般団員を「47名」から1名減として一般団員「46名」でございます。

なお、設置、施行につきましては、ことし平成28年度の4月1日より施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第24号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第24号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原です。

それでは、議案第24号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、平成28年10月1日より福岡県乳幼児医療費支給制度が改正されることに伴う、大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正することとあわせて、子供の医療費の助成の対象年齢を拡大し、さらなる少子化対策及び子育て支援の充実を図るものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

2ページに新旧対照表がございます。下線のところが今回改正されたところでございます。

まず、第2条の用語の定義でございますが、第2条の第2号、乳幼児のところの「大刀洗町の区域内に住所を有する」を削除しております。

それから、第3号の児童について、「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。」を児童については「次のいずれかに該当する者をいう。」として、今言いましたものをアとして、イを追加をしております。左側のところにありますように新たにイとして「12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」を挿入をしております。これは中学生まで対象を

拡大したということになります。

次の第4条です。第4条の2行目の医療の後に「(第2条第3号イに掲げる児童にあっては、入院に係る医療に限る。以下同じ。)」ということで、先ほど言いましたイの追加の部分につきましては入院に限るということを規定をしております。

次の3ページをお願いいたします。3ページの第6条、3行目に「ただし、第2条第3号イに掲げる児童にあっては、子ども医療証は交付しないものとする。」としております。これは先ほど追加をしました中学生については医療証の交付は行わないということを入挿入をしております。

次に、1ページをお願いいたします。1ページの附則でございます。この条例は平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子供の医療費から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから、質疑を行います。7番、長野議員。

○議員(7番 長野 正明) 7番、長野でございます。

今度、小学生までの医療費が無料化、一部負担を除いてです、一部負担は残りますけれども、中学生の入院についての無料化、町の持ち出しで、これは県の事業の中で取り組まれたことですが、町の2分の1負担については、大体負担はどれくらいに金額的になるか試算をされてあるならばお尋ねしたいと思います。

○議長(山内 剛) 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長(川原 久明) 長野議員の御質問にお答えをいたします。

済みません、本日はちょっと資料を持ってきておりませんが、記憶では試算はしております。記憶ではたしか70万ぐらいだったと記憶しております。また後で確認をしまして正確な数字はお伝えしたいと思います。

○議長(山内 剛) 長野議員。

○議員(7番 長野 正明) 70万は中学生の分だと思いますけれども、小学生の分が今度、6歳未満は今まで無料でしたけれども、小学1年生から6年生まで一部窓口負担を除いて無料化、その金額、中学生の分は入院ですから70万ほどというお話ですけれども、小学生の分です。

○議長(山内 剛) 川原課長。

○健康福祉課長(川原 久明) 長野議員の御質問ですけれども、小学生の部分は3月議会で提案しておりますので、ちょっとそのときの資料を確認したいと思いますので、あわせて御報告させていただきます。

○議長(山内 剛) 今の答弁でよろしいですか。

○議員(7番 長野 正明) はい、よろしいです。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第8 議案第25号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第25号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第25号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、平成28年10月1日から福岡県乳幼児医療支給制度が改正されることにあわせて、福岡県重度障害者医療費支給制度が10月1日に改正されることに伴い、大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の下線のところが改正されたところでございますが、2条の4項、2行目ですが、「政府」を「全国健康保険協会」、これは文言の修正でございます。

第3条の対象者、「住所を有する」の後に「6歳に達する日以後の最初の4月1日からの」を挿入しております。これは対象に小学生以上というのを加えたものでございます。

第3号、「大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例に規定する乳幼児医療の適用を受けることができる乳幼児。」というのを削除をしております。今回の改正でどちらも選ぶことができるようになりましたので削除をしたものです。

次の4ページをお願いいたします。4ページの第5項を削除しましたので、第4号として2行目の「生計を維持している者」の後に「（以下「扶養義務者」という）」というものを挿入しております。

それから、3行目の「所得が」の後に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、これは施行令の明記をしております。

それから、4行目の「を超える」というものを「以上」として「（当該重度障害者が）」から、その後の「である」まで挿入をしております。これは児童手当に準拠することを規定した文言となっております。そのものを挿入をしております。

第6号を第5号として、その後の第4号を第3号に修正をしております。「所得は」の後の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、これも先ほどと同じように施行令の明記をしております。

それから、第7号を第6号に変え、同じく第5号を第4号に繰り上げております。また、「所得は」の後に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、これも先ほどと同じように施行令の明記をしております。

第5条の後に「(当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当施行令第2条及び第3条)」で挿入をしております。これも先ほどのとおり、児童手当に準拠することを明記をしたところです。

次に、5ページになります。5ページの第1号の2行目に、「(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円)」というのは、小学6年生まで、小学生については限度額を7日というものを挿入をしております。その3行目の「ただし、」を削除して、4行目の「6,000円」の後に、同じく「12歳に達する日以後」ということで、こちらについても限度額を7日として、2,100円までが限度額ということで限度額を挿入をしております。

第2号のところに括弧が抜けておりましたので「) 」を挿入をしております。

それから、第3項につきましては、「(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」というのは、小学生の精神の入院については除くというものを挿入をしております。

第5条ですけれども、第2条に、新たに「前項の規定に基づき認定を受けた者は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から」という、次のページの4行目までを挿入をしております。これは子ども医療費支給条例をあわせて適用できないということで規定をしたものです。

次の第6条ですが、第6条の1行目、「前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)」を「受給資格者」に変更をしております。

2項目に「重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、大刀洗町子ども医療費支給条例の受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引き換えに大刀洗町子ども医療証を町長に返納しなければならない。」というものを追加をしております。

次に、13条の4行目に、「障害者支援施設」の後に、「、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項」を挿入、それから、下から3行目の「同法」から、その下の「共同生活住居」までは削除をしております。これは文言の修正等を行ったものです。

それから、次の7ページの2項、1行目の「児童福祉法第7条」の後に「第1項」を追加をしております。2行目の「障害児入所施設若しくは同法第6条の2の2第3項」を、左にありますように「障害児入所施設又は同条第2項」に、これも文言の変更をしたところです。

前の2ページのほうに戻っていただきたいと思います。2ページの附則です。この条例は平成28年10月1日から施行するものでございます。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 先ほどの24号と25号の部分、合わせてちょっと理解が全部できてないかもしれませんが、中学生の障害をお持ちの方に関しては重複するということで、中学生の年齢の障害者の方は障害者医療は使わずに24号のほうを使ったほうが負担は少なくなるという理解で正しいですか。

○議長（山内 剛） 川原課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 林議員の御質問にお答えいたします。

中学生の部分につきましては、入院につきましては、入院の日数等についてどちらを使ったら有利になるかというのは出てくると思います。あくまでも重度障害者医療証に沿って病院にかかっているだけで、限度額が重度障害者については月20日が上限ですので、一般の場合は1万円が限度となっております。子ども医療につきましては7日が限度ですので、3,500円、限度額を超えた分については後から手続きをして返ってくるという形になっております。

それから、通院につきましては、重度障害者医療のほうしかありませんので、重度障害者医療の月500円負担で利用していただくという形になります。

ちょっと説明がわかりましたでしょうか。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 例えばですけれども、中学生で障害の認定をされている方に関して、入院は子ども医療費を使うけども、通院は障害者医療を使うというようなことはできるんですか。入院に関しては子ども医療費を使ったほうが、3,500円と1万円なので6,500円得するような気がしているんですけど、その理解は合ってますか。

○議長（山内 剛） 川原課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 原則、中学生については医療証がございませんので、重度障害者医療を使っているだけで、限度額を超えた分については後で請求をしてもらうという形になります。いいですかね。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） これについての周知はどのように行うおつもりですか。個別に何かお便りを出されるか、それとも広報とかか。

○議長（山内 剛） 川原課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 現在の対象者としては、小中学生合わせて重度障害者医療証の対象者というのは5名程度となっておりますので、窓口等で個別に対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

○議員（4番 林 威範） はい。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第9. 議案第26号 地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第26号地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、議案第26号地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、お手元議案書の最初のページをごらんください。

まず、契約内容について御説明いたします。事業名としましては、社会保障税番号制度の事業の一環としまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器導入事業でございます。導入箇所は大刀洗町の役場庁舎内、事業期間としては契約の効力の発生の日から本年の7月15日までとしております。契約金額は4,869万9,695円、事業者は東京にありますネットワンシステムズ株式会社でございます。

まず、この契約理由としましては、大刀洗町の事業を実施するため、随意契約により当該事業者と事業契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、随意契約とした理由につきましては、現在運用されているネットワーク環境及びデータ格納環境を構築したのがこのネットワンシステムズの会社であり、構築内容を熟知しており、セキュリティ強化を再構築する上でリスクを最低限に抑え、安定した運用が可能となる。また、セキュリティ強化は個人情報を保護する上で早期に実施する必要があるため、短期間で実施できる当該業者が最適であるという理由によりこの業者と契約をしているところでございます。

次のページをごらんください。随意契約理由書としまして、業務内容、業者名、随意契約を必要とする理由、根拠法等を記載をしております。

次のページをごらんください。裏面ではなくて表のほうです。ここに契約書をしております。セキュリティ強化対策に係る契約書ということで、契約書のコピーをつけておりまして、第3条

の契約金額として4,869万9,695円としております。

第4条として、納期を本年の7月15日ということとしてしております。

次のページの裏面をごらんください。ここに今回のセキュリティー事業の、ちょっと小さく見にくいかとは思いますが、製品名、金額、単価等の記載を表示をしておるところでございます。一応これは税抜きでございますので、これに消費税を掛けると先ほど申し上げました契約金額になります。

最後に、仮契約をしたのが本年の5月13日でございます、本議会の議決を得て本契約を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） この件につきましては、結局、国が結局個人番号制度を利用して全国にするわけですが、これは国が当然セキュリティー対策も国が全部するというのが私は原則だと思うわけです。1万5,000の大刀洗町で4,800万もセキュリティー対策ださなんというなら、これは全国の町村では相当な金額になろうと思うわけですね。こういう場合については国が当然すべきだと思います。そこ辺については課長どのような考えを持っているか、国から何か説明があったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 全国約1,700市町村で実施するわけでございますけれども、大刀洗町においては全く国の補助がないというわけではございませんで、各人口の割合において補助が決まっております。大刀洗町においては1,250万、これが国からの補助金及び特別交付税で返ってくる分でございます、さらに約4,800万の契約金額から、この1,250万を引いた残り、さらにその金額から保守点検料を差し引いた金額が起債対象となっております。

以上が国庫補助の内容でございます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 大体その個人番号はおれはせんでよかち思いようりたい、それを国がこんなことをするなら、国がそんな対策もしないって、何億円、全国の町村、これは国がすべきことであって。どこの町村でもそれを当然って、これ当たり前んとあるふうなことで交付税でやるちゅうばってん、それなら全額国がやるというような方向で、国が方向の基本的なことを考えてこういうことをせなんと思いたしますが、町長そこ辺については町村会ではどのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

町村会でこの件について特別に協議はしておりません。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） これはやっぱ町長さん、これは絶対こんなことは真っ先からわかっ
とることじゃけの、これは当然国がすべきだというふうに思いますが、その辺についてはやはり
町村会も考えてしていただきたいと思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 横並びでやっていることで、協議はしてみたいと思いますけど、これが国
に全部やれというふうにして通るかどうかちゅうのはちょっとなかなか不明なところがあると思
っています。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかありませんか。5番、平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。

5,000万円近い予算を、事業費を随契でやるちゅうことについて非常に抵抗感があるんで
すけども、国でやった場合どうするかと考えると、会計検査院が納得するかしないかと、随契
の理由をです。そういうふうを考えていくと、住基ネットだと思んですけど、ネットワーク
システム、現システムを構築した企業にやらせるのがスムーズにいくんだらうという理由が、会
計検査院であれば納得するんだらうかというのがずっと考えておるんですけども、まず納得し
ないんだらうと思んですけど。その企業でないとはできない、例えば特殊技能があるとか、
特許を持っているとか、そういう説明であれば納得はすると思んですけどね。だから、それは
地方でございますので、国の会計機関は置かないわけですから、そういう、そこをこういう議会
で確認していくという必要があるかと思んですけど、他社から企画書とか見積もりは出され
たのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（山内 剛） 松岡地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の質問にお答えいたします。

一応見積もりはほかの事業者からも一応取り寄せております。その金額を比較してみても、私
ども今回のこの事業者のほうが数段低い見積もりであったというのも確認しております。

さらに、当然のことながら、私たちもこの価格に対しては大体これぐらいの金額というのは予
定価格を出しております。それは今までの算定見積もりとか、その辺を当初予定している段階か
ら一応して、その段階から私どもの予定価格というのをを出して、それよりちゃんと低いものかど
うかというのをちゃんと見きわめております。それでやった上で、またほかとも見積もりを出し
た状態で低いというのを確認をした上で今の業者に決定してるわけでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） セキュリティー、マイナンバーに関するセキュリティーですので、現システムとはまた別個の、例えばパソコンを導入してセキュリティーもできるんですね。そうやったほうが安いんじゃないかという企業もちょっと耳にしているものですから。改めてその入札されて、ここを落とすんだったら別に構わないんですけどね、やっぱり形の上である程度事前調査やりながら、ここが安いんだけど、金額的には高いんで入札をするということだったのかなと思ってるんですけどね、その点どうですか。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） まず重要なのが、確かに金額もさることながら、システム関係においては単純に金額だけでは決められない、御存じのとおり、中身の精度というものが考えられます。もし、これを入札して、その業者が例えばうちのシステムを熟知していないところでもし請け負ったとしたら、非常にリスクを背負う形になるんですね。実際にできたと思って実際に稼動すると、これはまた個人情報漏えいしたとか、そういう状況になりかねないんですね。やっぱりこういうのは非常に信頼性のおける的確な設定ができるところを選ばないと大変なことになるというところを踏まえまして、でも、そうはいっても金額を度外視しているわけではなくて、先ほども言ったように、ちゃんと金額も適正な価格というものをちゃんと判断した上で実施しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 後で検討結果を見せてもらえますかね、他者の見積もりとかね。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 安丸です。

お尋ねしますけども、この件は3月の当初予算の段階でも計上されておったんで、その中でも質問した部分でありますけども、国の指導によってセキュリティー強化で5,000万円ほどの計上がされておったというふうに理解しておりますけども、今回具体的な機器一覧を見ますと、サーバーを3つ立てて、46台のパソコンをLANで構成するという仕様になっているかと思うんですが、具体的には今の説明の中でちょっと聞いておりますと、既存のネットワークにつなぎ込むというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の質問にお答えします。

既存のネットワークに、ちょっとこれ、かなりちょっと複雑になるんですね。ネットワークは線は1本なんですけど、セキュリティー上、そこを端末を2台おいて、その利用事務って言われる

んですけれども、個人番号を取り扱う事務とそうでない事務っていうふうにシステムはパッケージでは1つなんですけれども、利用する事務によって分けないといけないという国の指導があります。ということで、個人番号を扱う場合は、今回入れる40数台のパソコンで行うと。残りは今までどおりのパソコンで行うという形になっております。

線は1本なんですけれども、そこはセキュリティー上、お互いが競合しない形の仕組みを取り入れた、設定を取り入れた形で運用しています。そのためにサーバーをふやしたりとか、その接続する通信機器があるんですけれども、それも導入したりして、そこをきっちり分けられるようにするように仕組みを構築したものです。

以上です。

○議長（山内 剛） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時49分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に続き、質疑を再開します。

その前に、地域振興課の課長のほうから、私のほうから資料をお願いしておりましたから今配付をいたしております。ちょっとこちらのほうの説明をお願いいたします。重松課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。

先ほどの地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器導入事業についての事業契約につきまして、先ほど全協のほうで御説明いたしまして、契約書、仮契約書の裏面の部分が不足をしておりましたので、議員の皆様及び管理職の机の上に裏面のコピーを置いております。

この契約書の裏面の部分の16条の下の部分が仮契約の内容でございまして、読み上げますと、「この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による議会の議決があったときに、この契約書の各事項を内容とする本契約を締結するものとする。ただし、その場合においても別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする」ということで、一応、仮契約ということで記載をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） それでは、質疑を再開します。質疑ございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 平田でございます。

先ほど配られたのを見て、契約の相手方が西日本事業本部長になってますけど、これ社長じゃなくていいんですか。契約の相手方になり得るんですかね。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 一応この本部長ということで契約を成り立っております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先ほど、松岡企画監が自分で予定価格を出したとおっしゃっていましたが、それは幾らだったんでしょうか。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の質問にお答えします。ちょっと待ってください。——お答えします。

税込みで5,093万7,768円というふうに算出しております。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先ほどの本会議じゃないところの会議で聞いたときに、1社から見積もりをとったと、それが5,860万ほどの見積もりが出てきたということですね。

とても微妙なといいますか、難しい事案であるので、これを入札にすると安いところが落としたら、後の心配がともあるので、当局としてはこの会社が想定した予定価格よりも安かったから、ここにしたのが一番セキュリティー的にも安全であるという判断のもとにこの随意契約をしたというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 多分、それでもいいです。ちょっとニュアンス的には価格が先ではなくて、正確性というか、信頼性というか、それが一応先になって、その上で価格を確認したという状態になります。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） もう一つ注文をつけておくとすれば、先ほどは見積もりをとったのは1社だけだったということで、できたら今後2社、3社、複数の見積もりをとられての検討のほうがいいのではないかと思います。

○議長（山内 剛） 松岡企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） おっしゃるとおり、今後は金額にもよりますけれども、契約額にもよりますけど、3社もしくは5社以上の見積もりをとって比較していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これから、討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これから、議案第26号地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第27号 訴えの提起について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第27号訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。高良課長。

○税務課長（高良 朝子） 失礼いたしました。税務課の高良でございます。

それでは、議案第27号訴えの提起について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

本件につきましては、差し押さえ債権取り立ての訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、滞納町税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権を差し押さえ、支払いを求めておりましたが、相手方がいまだ支払いに応じないため、訴訟手続により支払いを求めるものでございます。

内容としましては、訴えの相手方はアコム株式会社、事件名が差し押さえ債権取立金請求事件となっております。

請求の内容は、滞納者がアコム株式会社に対しまして有する過払い金69万2,910円及び利息等について支払いを求めるものでございます。

訴えの詳細につきましては、添付の訴状案のとおりとなっております。

以上で議案第27号訴えの提起について、説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第29号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 子ども課の平田でございます。

では、議案第29号損害賠償の額を定めることについてでございます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償額を定める必要がございますので、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

平成28年4月8日午後3時ごろでございますけれども、町立大刀洗小学校駐車場におきまして、用務員が入学式の準備中、玄関のプランターを体育館のほうまでリアカーで運搬中に講師所有の自家用車に接触させまして、バンパーに傷をつけているものでございます。

この事故の瑕疵による損害賠償額を定める必要がございますので承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。上記のほうにつきましては先ほど申しましたとおりでございます。

事故発生年月日です。先ほど申しました平成28年4月8日でございます。発生場所につきましては、大刀洗町大字上高橋755番地1、大刀洗町立大刀洗小学校駐車場でございます。相手方は大刀洗小学校の・・でございませう。加害者につきましては、大刀洗町という形になります。

事故の概要につきましては、先ほど申したとおりでございます。

損害賠償額につきましては、2万6,391円でございますけれども、この金額につきましては、町が1万3,195円、福岡県シルバー人材センター連合会のほうが1万3,196円を支払うものでございます。

支払い方法につきましては、大刀洗町のほうがシルバー人材センターが契約します保険会社のほうに振り込みまして、保険会社から被害者の口座のほうに振り込むものでございます。

示談につきましては、保険会社のほうが作成します示談書を3通作成しまして、被害者、大刀洗町、福岡県シルバー人材センター連合会がそれぞれ1通を保管するものでございます。

次ページをお開きください。車の接触の傷の状況でございますけれども、バンパーに20センチほどのすり傷が入ったものでございます。

最後4ページ目をお開きください。事故の経路図でございますけれども、南校舎の玄関から校舎の南側を通りまして、校舎の東側を通りまして体育館に向かうところで駐車場にとめてありました荒巻先生の車に接触した、こういう流れという形になっております。

御審議の上、御承認のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） この事故の賠償については町と、そのシルバー人材センター連合会、これとが折半という形になっておりますけど、その50、50になった根拠と申しますか、どういふ、双方の話し合いが当然なされたと思っておりますけども、その話の内容と申しますか、話し合いの内容について説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず、この事故が起きた後ですけれども、シルバー人材センター連合会のほうからにつきましては、この事故につきましては大刀洗町のほうで全額払ってくださいというふうにご指し示がございました。ですけれども、その件につきましては、私のほうというか大刀洗町教育委員会としましては異議申し立てを申した次第でございます。あくまでも用務員の不注意によるところが大きいという形で異議申し立てをした次第でございます。

シルバー人材センターのほうで全額を申し上げる理由につきましては、民法715条の使用者の責任というものがございまして、あくまでも派遣先であります大刀洗町が責任を全て有しますよという形でございました。ですけれども、やはり用務員、成人の方でございますので、ただリアカーで物を運搬するだけにつきましては接触させるというのは、あくまでも用務員の不注意が大きいものではないかという形で私のほうで異議申し立てをいたした次第でございます。

それによりまして、町とシルバー人材センター連合会のほうで電話並びにこちらのほうに2回ほど来られまして協議を行いまして、ならば折半ではいかがという形に落ち着いた次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今の説明で、シルバー人材センター連合会のほうが一応使用者責任ということで町が全額支払うと、私もそうだろうと思っております。と申しますのは、使用者責任というのがありまして、派遣という形で町のほうに派遣をされている。派遣については指揮命令、監督はいわゆる派遣先があるわけですから、そこで不法行為があった場合は、派遣先、ここが責任を負うというのが民法上はそうなっております。

そういった中で、それで、例えば町が、本来は町が全額損害賠償をすると。そして本人に、本人ですね、本人に、事故を起こした本人に対してその一部をまた町は請求するとか。本来はそういう形が一般的だと思っております。

ただ、話し合いの結果、そういうふうにはシルバー人材のほう、連合会のほうで折半ということに応じてもらったということは、ただ保険も使われるみたいですが、大体町がちょっと難癖つけたような感じが、今の説明からすれば法にのっとってないと感じておりますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今回の件につきましては、あくまでも単純作業のリアカーで物を運ぶという単純作業でございまして、これにつきましては、当日でございますけれども、3回ほどプリンターを運んでいる状況でございまして、そこに車もあるという状況はわかってあったはずだと思います。ですので、あくまでも単純のもので、作業でございますし、もう注意をしておけば問題ないということで思いますので、あくまでも用務員さんのほうの不注意という部分が大変大きいのではなかろうかということで協議した結果、そういう折半という形に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） だから使用者責任において、使用している町が全額払うと。それで本人もしくはその派遣元である人材センターのほうにその一部を請求するという、本来大体そういう形が本来の姿ではないかと感じておりますけれども、いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今回につきましては、それぞれ折半で相手方に行くというような形になりますけれども、当初、こちらの考えておりましたのは、シルバー人材センターのほうからうちのほうに損害額を受け入れて、こちらから被害者のほうに全額支払う流れ、お金の流れではどうだろうかというふうにしましたけれども、保険会社の都合で逆のパターンですね、町からシルバーのほうに払って、そちらから相手方に払うという流れが今回はちょっとお願いしたいという要望がございましたので、そういう流れにした次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） シルバー人材との話し合いの結果、そういうふうな金銭の流れということは、それはもうそれでいいと思いますけれども、基本的に使用者責任ということについては、行政はきちんとその責任はやはり果たしていくべきだと私は思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田課長。

○子ども課長（平田 栄一） 当然派遣法とか民法に基づきまして当然使用者責任ということがございますので、当然町が責任を持ってしているかと思っております。ただし、シルバー人材センターのほうと協議しましたけれども、それぞれの案件につきましては、やはり今回の不注意的な部分もあるかということもございますので、もし異議がある場合につきましては契約書の中にもうたってますけれども、協議の上、話を進めていくというふうになっている次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第30号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第30号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 総務課の大浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、28年度大刀洗町一般会計補正予算書について、補正予算書のほうで説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次のページ、次ページをお開きください。議案第30号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,373万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,885万9,000円とする。

それでは、まず歳出の主立ったものから説明してまいります。

6ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費でございます。補正額500万円、内容につきましては、26節寄附金500万でございます。平成28年度熊本地震災害見舞金として補正を計上させていただいております。

次に、同じく8目電算事務費でございます。181万5,000円の補正でございます。内容につきましては、重度障害者ひとり親医療等の県の公費医療費支給制度が改正されまして、それに伴いますシステム改修が必要となりました。その委託料を計上しております。

次に、同じく11目校区センター管理費240万9,000円の補正でございます。備品購入費として240万9,000円でございます。これは本郷ふれあいセンターの折りたたみ机のほうが古くなっておりまして、購入する費用でございます。購入費につきましては、自治総合センターというところからの助成金を活用する予定でございます。台数につきましては50台というふう聞いております。

続きまして、7ページをお開きください。中ほどです。

4款1項4目公害防止対策費588万6,000円でございます。内容につきましては、空き家対策等の実態調査業務委託費でございます。現在、調査しています空き家の状態につきまして、統一的基準を持ちまして調査をし、データベースを図るものでございます。これにつきましては

将来の利活用の調査のほうも含まれております。財源につきましては、2分の1を地方創生推進交付金のほうを充てる予定でございます。

次に、その下の6款1項1目商工業振興費、補正額420万でございます。これにつきましては、今年度10%のプレミアムのついた商品券を6,000万円発行する予定、商工会のほうが発行する予定でございます。その10%のプレミアムにつきまして3%は県、残りの7%が町が補助するものでございます。7%として420万円を計上しております。

次に、同じページ7款2項1目道路維持費でございます。補正額130万、工事請負費として130万計上しております。内容につきましては、危険雑木の伐採工事費でございますが、具体的には大堰神社の下の堤防に自生しております大木のほうが古くなっておりまして、下を通りまです道路に落ちた場合、危険性があるというような状況になっております。そちらの枝を伐採する経費としてここに工事費を計上させていただいております。

次に、同じく2目の道路改良費250万の補正でございます。これにつきましては北鶴木地区の排水の状態が悪いということから、今後排水計画を策定していく中の調査費ということで委託料250万を計上させていただいております。

次に、8ページでございます。7款5項1目住宅管理費として補正額478万4,000円でございます。内容は、大堰団地役場前にあります町営住宅の大堰団地の東側の駐車場に一部未登記の土地が存在しております。こちらのほうが相続人が多数、なかなか複雑な案件となっておりますので、こちらの名義変更をするための業務委託として478万4,000円をお願いしているところでございます。

次に、その下の8款1項4目災害対策費として60万、補正をお願いしております。こちらにつきましては、熊本地震におきまして被災地への人的支援ということで、今現在、町職員のほうが被災地の避難所の運営であったり、建物調査のほうに出向いております。そちらにかかる経費として計上させていただいております。

次に、その下の9款2項1目一般管理費1万4,000円でございますが、これにつきましては、先ほどの議案第29号で説明があった額でございます。

次に、そのページの一番下でございます。9款5項7目ドリームセンター費193万円の補正でございます。内訳はドリームセンターにおきまして排煙窓のオペレーターの修繕工事として上げております。それと消火器のほうの買いかえの更新がまいっておりますので、10年経過しておりますので、こちらのほうの買いかえとして経費を上げております。

最後に9ページ、次のページでございますが、9款6項3目の勤労者体育センター管理費といたしまして14万5,000円を補正をお願いしております。こちらにつきましては、勤労者体育センターの屋根の一部からの雨漏りがしておりますので、そちらの補修をするということと、

あと消火栓ホースの買いかえということの経費を計上させていただいております。

次に、歳入についての説明をいたします。戻っていただきまして5ページをお開きください。

こちらにつきましては、まず、13款2項1目総務費国庫補助金として294万3,000円等を補正とさせていただきますが、この歳入につきましては、先ほど説明いたしました歳出の財源内訳を国庫、そして県支出金等に計上しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 一番最初の熊本災害の見舞金なんですが、これはどこを通して納められましたでしょうか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 花等議員の質問に答えさせていただきます。

さきの東日本大震災におきましては、日赤を通して寄附をしたところでございます。今のところははっきりと日本赤十字を通すのか、あるいは共同募金として出すのかは、正直なところまだ決めておりません。ただ、これにつきましては、どちらかを通じたとしても同じところに集まりまして、義援金の配分委員会というところにまとまってそちらのほうに集まるというふう聞いております。今のところはどちらを通すかはまだ決めておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございせんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 7ページの4款1項4目のところの公害防止対策の関係です。

空き家等の実態調査等データベース化ということで計上されておりますけれども、これは委託ということで専門の業者に委託をされるというふうに理解しとるんですけども、それとあわせて具体的な調査期間はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（山内 剛） 佐田課長。

○住民課長（佐田 裕子） 住民課の佐田でございます。安丸議員の御質問にお答えいたします。

空き家の基本実態調査の委託業者の件ですが、一応このデータベース、整備等を調査をしていく上で、こちら、町のほうが仕様とか企画を提案して、価格が安いだけではなく重要な空き家対策に活用できるようなもの、実態調査をデータベースを整備していきたいので、プロポーザル方式で選定して、公募して選定していきたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）調査期間、調査期間ですね、済いません。調査期間は年度内には仕上げでデータベース化をつくっていききたいと考えております。

○議長（山内 剛） いいですか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 確認ですけども、業者選定に当たってはプロポーザル方式でやって、

具体的な完了時期はデータベース化も含めて年度内には完成させるということによろしいですか。

○議長（山内 剛） 佐田課長。

○住民課長（佐田 裕子） 安丸議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） データベース化したのをどういうふうにご利用しようというお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐田課長。

○住民課長（佐田 裕子） 花等議員の御質問にお答えします。

まずは、一応空き家に対する特別措置法にもございますように、まずは市町村は正確な空き家に関する情報を把握するっていう、必要な措置を講ずるために努めるものとするので、まず基本調査、空き家の調査を把握する上で取り組んでまいりたいと思っております。そして、それに伴って所有者等の意向調査も行って、その空き家特別措置法の必要な措置を講ずるために、まずはちょっと——一応今の段階では調査を整備する、空き家の実態を把握するっていう段階でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） せっかく実態調査をして、それも必要なことなんですが、その後、空き家バンクをつくるのか、何かそういうふうな考えがあるのかな、そこまでは至っていないのかなというところをお聞きしたいんですが。

○議長（山内 剛） 重松課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。

一応、空き家の利活用につきましては、一応地域振興課が担当でございまして、今現在、担当者のほうが県の空き家対策利活用部会のほうに会議に参加してまして、どういう利活用があるかというのを今研究中でございます。

今現在考えておるのは、とにかく空き家調査をして、データバンク化した後の話になりますけれども、もちろん所有者の意向調査をした後に転売できるやつ、改築が必要なやつ、取り壊しをすべき、そういう種の家屋が出てくると思いますから、それごとに分類して活用を図っていきたいと思います。とにかくどういう空き家がどんだけの量であるかを調査ができてこない、どういう利活用かというのもちょっと方向性がわかりませんので、まずはデータバンク化した後に、県の空き家対策利活用部会のほうでいろいろ協議をして、方向を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。

この実態調査のやり方ですね。当然、業者ちゅうかどっかの事業者に委託をされるわけですが、空き家といえども個人の財産、所有物ですから、実態調査を敷地内、家屋内まで大体どいう内容の実態調査をされるのかお尋ねをしたいと思います。当然、立ち入る場合は所有者の許可なり同意なりが必要だと思っておりますので、どういう調査をされるのか、調査の内容についてお伺いしたい。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 長野議員の質問にお答えします。

調査の内容につきまして、まずはこの調査は外観、基本外観目視調査でございます。立ち入り、おっしゃるとおり個人の財産、所有のものでありますので、立ち入りに関してはちょっと重要なことになってきますが、法律、空き家特別措置法にもございますように、町は必要に応じて早急な措置対応案件に関しましては、必要に応じて立ち入り調査はできることになっておりますので、今回はちょっと外観調査になりますが、先は立ち入り調査も考えて、必要に応じて立ち入り調査が必要になってくると考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 特定空き家となった場合は、当然立ち入り調査は許可なくできます。

けれども、一般的な空き家については、実態調査というのは、例えば敷地外から外観の調査をしても、どの程度、例えば、もう空き家になって10年とかそれ以上過ぎておれば、もう中に入っても、おそらく家屋として利用価値がなかろうかとは思いますが。

それで、本当に実態調査をするなら、やはりその所有者に同意をしていただいた中であるべきじゃないかと思えますし、また、空き家の問題を解決するのは、あくまでもやっぱり所有者の意向というのが大事だと思います。所有者はまたそういう迷惑をかけるようなものについては、責任持って撤去なり、解体なりをしていただかなければなりませんので、やはり空き家の問題については、実態調査をする中でも所有者とのやはりコンタクトはやっぱりとっていただかんとほとんど効果がないんじゃないかならうかと思う。

例えば、地方創生推進の交付金とあとは交付税措置で100%町のお金は使いませんけども、大概こういうのは調査をただけで終わる。調査をしますとって調査をして、じゃ、その結果何も反映されないという、そういう事例が結構、少なくとも効果のあるような実態調査を生かした空き家に対する対策もあわせて、それはやはり所有者との話し合いちゅうか、所有者の意向、これをきちんとやっぱ把握していただかんと効果はないんじゃないかと思っておりますので、そのこと

についていかが考えてありますか。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、基本は目視で確認をするということですが、今回の調査は危険家屋対策と利活用と、いずれにも使えるようにということで考えておりました。意向調査、利用者の意向調査もあわせてその中で行うということにしております。アンケートのような形になるのか、その辺はこれからの検討なんですけれども、そういったことでやっていきたいと考えております。

危険家屋対策でも利活用につきましても、まずは現状の把握が必要でして、今のところ区長さんをお願いをしまして、各区の空き家の状況というのを調べていただいているんですけれども、基準が区長さんによってばらばらであったり、あるいは抜け漏れがあるということもございますし、所有者の意向というのはまだ把握していない状況でありますので、今回全体的に調査をしまして、まず現状把握をしたいと、そういうふうな意味合いでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） せっかくの機会ですので、ちょっと話は関連はありますから。そういう仮に特定空き家的なものについて、他市町村では解体の費用の一部を補助したり、そういう制度があります。町としては、町長としてはその辺の対策としてそういう特定空き家については、解体については費用の何ですか、そういう制度を設ける考えはあるのかなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） その解体に要する費用とか、そういったものを助成している自治体もあるかと思いますが。基本、まず危険家屋対策につきましては、所有者の責務ですから、状況に応じて助言ですとか勧告ですとか、段階を踏んで対応をしていくと。そこで出てくる障害についてはいろんな形で助成をしたりするということが考えられるかと思いますが。

それから、その利活用に関しても現状使えるところについては、所有者が使ってもいいよというところについては、もう中古市場に乗っかってるはずで、そこにはやはり乗っかってない理由があるということでありますので、その部分について、今回の調査でも所有者の意向を聞いたりしますので、ちょっとこれからどんなことができるか、まずその現状把握をさせていただいて、その中でしっかり考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 一般質問でそういう質問も出ておりますので、余り私がここで尋ねると。一般質問の中で厳しくお尋ねしていただきたいと思っております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 安丸です。

6ページの2款1項11目の校区センター管理費の中で、今回、ふれあいセンターの折りたたみ機の購入ということで240万9,000円計上されております。これはふれあいセンターにある機の全台を更改されるということなのか、それとも、もう悪くなった部分だけの更改をこのコミュニティ助成金を使って更改されるのかということをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。

ふれあいセンターにあります折りたたみの机が今非常に老朽化して折りたためなくなっているとか、折りたたんでももとに戻るとかということできております。ふれあいセンターに現在何脚あるのかちょっと確認はしておりませんが、宝くじ助成金として240万の補助がつけましたので、この金額で買える分の全額の約50脚を買うような形で予定をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） この助成金の範囲内での購入ということで50脚ということですが、伴って産廃物が出るかと思いますが、そのところは、不用の分の机の処理についてお尋ねします。

○議長（山内 剛） 重松課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 不用の机につきましては、本郷校区の管理センター及び地域のほうで、もし利活用ができれば利活用でリサイクルしていただきたいし、もし利活用ができない分につきましては、もう焼却処分ということで考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 8ページのドリームセンターの排煙窓のオペレーター修繕工事なんですが、これは新しく設けられるのか、どこかが故障して取りかえられるのか、基本的にあそこはガスは使えないようにはなっておりますのでお尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 生涯学習課の森田でございます。

ただいまの排煙窓のオペレーターというのは、排煙窓がございます。それを開閉するための途中の器具でございます。この器具の交換でございます。中にワイヤーが入っている分ですね、ワイヤーが動かなくなっておりますので、その分の器具の交換となっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） それは1カ所ですか。

○議長（山内 剛） 森田課長。

○生涯学習課長（森田 正道） ドリームセンターに26カ所ございます、排煙窓が。これ全て交換いたします。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第31号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第31号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。

それでは、議案第31号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

表紙を開いていただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,432万円とするものでございます。

それでは、6ページの歳出のほうから御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

6ページの歳出、1款1項1目一般管理費でございます。内容としましては13節委託料として国保システム連携対応改修委託料を計上をしております。平成30年、国保の広域化に向けて国保事業費納付金等算定標準システムの連携を図るための改修委託料で、国民健康保険中央会より4月に資料が示されて、それに伴い今回補正を計上をさせていただいております。

次に、8款2項2目保健事業費でございます。19節負担金補助及び交付金として、保健事業等評価・分析システム保険者負担金として1万2,000円、いわゆるKDBシステムに今回導入されることになった分の費用で、保険者数によって案分して今回計上をしております。

歳出は以上です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入の4款2項3目で国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として、先ほど歳出でありました国保システム連携対応改修分につきましては、この1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で全額補助をされるようになっております。

10款1項1目一般被保険者繰越金、先ほど歳出にありました保健事業等評価・分析システム分でございます。1節の一般被保険者繰越金として1万2,000円、歳入で計上させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会 午前11時40分
